様式第4号(第4条第2項関係)

公文書不開示決定通知書

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

(実施機関)　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付けの開示請求について、相馬地域広域水道企業団情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る公文書の件名又は内容 |  |
| 開示しない理由 |  |
| 担当課 | 電話番号(　　　　)　　　　－ |
| 備考 |  |

教示　この決定に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、企業長に審査請求をすることができます。